

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
12月1日
(金曜日)

目次

告示

- 一 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………
- 一 道路の位置の指定(建築指導課)……………
- 一 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(交通規制課)……………
- 一 公告
- 一 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………
- 二 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
- 二 国営農地再編整備事業(豊北地区郷原換地区)の換地処分(農村整備課)……………
- 三 国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)の換地処分(農村整備課)……………
- 三 国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)の換地処分(農村整備課)……………
- 三 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………
- 三 公安委公告
- 四 一般競争入札の実施……………

山口県告示第六百三十九号

平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成



一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。阿武郡阿武町)	一三・六一	一六五・六四
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。阿武郡阿東町)	八一四・三六	二〇六・八九
大津地区	長門市	三三三・三三三	一三四・四三
豊浦地区	下関市	三四四・一五	一五八・〇一
厚東川、厚狭川	宇部市、美祢市、山陽小野田市、美祢郡美東町及び秋芳町	六一五・五八	二〇八・九一
榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二六七・四〇	三三二・二五
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)、防府市	六九三・八八	三三二・五七
徳山地区	下松市、周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新陽市及び都濃郡鹿野町)	四〇二・五九	一四〇・二八
田布施川、島田川	光市、周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町、平生町)	六二・七四	一四〇・二八
由宇川、柳井川	上関市、田布施町及び平生町	一四・二二	一五五・一四
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。)、柳井市	四七三・二二	一一〇・三三
大島地区	大島郡周防大島町	六・九八	六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
阿武町	四・三〇
萩市	二七・四一
長門市	一八・二八
宇部市	〇・一二
防府市	三・九〇
下松市	三・二八
上関町	九・〇五
平生町	〇・七二
柳井市	二・〇八
周防大島町	一一・六四

下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六
-----	-------	-----	------	-----	------

三 保健保安林

山口県	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
山口県	一一三四・七四	

山口県告示第六百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
長門市仙崎字地権前一九一四の四及び字漁港西四二四八の一	四・二	三四・〇	一四五・六五

山口県告示第六百四十一号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に關する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「運転免許業務用端末装置」を「運転免許業務用端末装置 交通信号灯器」に改める。



(六〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に關する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十二月一日から平成十九年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ 住所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後一〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで	午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成十八年十一月十七日

五 変更年月日

平成十八年十一月十八日

(六〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十八年七月二十一日山口県公告(三九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月一日から平成十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十一日山口県公告(三九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月一日から平成十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇五) 国営農地再編整備事業(豊北地区郷原換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区郷原換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十八年十一月十四日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区郷原換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六〇六) 国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区郷東換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十八年十一月十四日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区郷東換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六〇七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市梅園町二丁目三番地の一

野村 正人

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市宮ノ下町
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市清水四五〇一番地の一
株式会社コメリ

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市室積西ノ庄
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の二
有限会社サンエイ



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十二月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
- (一) 物品の名称及び数量
- 交通信号灯器 三三一―台
- (二) 物品の特質等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十九年二月二十三日
- (四) 納入場所
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十八年山口県告示第六十二号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成十九年一月十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十九年一月十一日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十九年一月十一日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否

要

- (四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇内線五一六四)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Stoplight lighting instruments 331

- (3) Delivery period: February 23, 2007

- (4) Delivery place: the Place where a person in charge will decide to contract

- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters,

1-1 Takinachi, Yamaguchi city (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 10, 2007 (In case of bringing a tender : 1:30 P.M. January 11, 2007)

平成十八年十二月一日
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）